

第 29 回にいがた食の安全・安心審議会 議事録

1 日 時

令和 7 年 1 月 22 日（水） 午後 3 時から 5 時まで

2 会 場

新潟県自治会館 本館 201 会議室（新潟市中央区新光町 4 番地 1）

3 出席者

にいがた食の安全・安心審議会委員 15 名のうち、12 名出席

4 内容

議題 1 にいがた食の安全・安心基本計画改定案のたたき台について：2 ページ

議題 2 にいがた食の安全・安心基本計画の今後の改定スケジュール：36 ページ

○ 開会

○ 福祉保健部長あいさつ

○ 審議会の成立報告

○ 会長あいさつ

【城会長】

会長を務めております、新潟大学の城と申します。

本日の審議会ですけれども、次第に書かれておりますとおり、議題が 2 つございます。

メインの議題につきましては、先ほど中村部長からもご紹介ありましたけれども、にいがた食の安全・安心基本計画の改定案のたたき台についてということで、前回の審議会では委員の皆様より、いただいた意見を踏まえて、県の方で基本計画の改定案のたたき台を作成していただいております。

来年度から 8 年間という長期間にわたる基本計画について審議する、そういった重要な内容ですので、時間に限りはありますけれども、よい計画になりますよう、委員の皆様からは積極的にご意見をお願いしたいと思います。

それではどうぞよろしく申し上げます。

(以降、会長が議長として議事進行)

○ 議事

【城会長】

それでは早速議事に入りたいと思います。

最初に、「議題 1 にいがた食の安全・安心基本計画改定案のたたき台について」、事務局から説明をお願いします。

なお、まずは基本計画全体に関わる部分ということで、基本計画の本文の目次で「1 計画策定の経緯」から「9 計画の進行管理と公表」に係る部分につきまして、改定案のご説明をお願いします。

【事務局】

生活衛生課の柳と申します。基本計画改定案のたたき台について、説明いたします。

まずは、資料 1 をご覧ください。

こちらは、昨年 10 月に開催した第 28 回審議会において審議、了承をいただいた基本計画の改定方針となります。

改定の主なポイントは計画期間、成果指標、重点取組の 3 点です。資料 6 の計画改定案の 1 ページから 8 ページをあわせてご覧ください。

まず、計画期間については、改定案 1 ページの 3 をご覧ください。本計画の策定時から、計画期間は県の最上位計画の期間に準じて設定していることから、次期計画についても、現在改定作業を進めている次期「新潟県総合計画」の計画期間に準じて、令和 7 年度から 14 年度までの 8 年計画としたいと考えております。また、計画については、審議会での報告をもって毎年度の進行管理を行い、令和 10 年度に中間評価と必要に応じた見直しを行う予定としております。

次に、成果指標については、計画改定案 2 ページから 3 ページをご覧ください。

計画改定案では、現行計画で成果指標としている「新潟県内で生産・加工・製造された食品が安全だと思える県内外の住民の割合」に加え、人口10万人当たりの食中毒患者数を新たに2つ目の成果指標として設定しております。

まず、指標値の考え方について説明いたします。指標とする人口10万人当たり食中毒患者数は、県内の営業施設や家庭等で発生した食中毒事件における患者数を、県内人口で割って、人口10万人当たりの数に換算した数値を用いています。

改定案2ページの、指標値の現状値及び目標値を記載した表には、県内（新潟市を除く）と記載していますが、これは、新潟市を除く県内の営業施設や家庭等で発生した食中毒の患者数を計上するという意味です。例として、長岡市の営業施設を原因とする食中毒事件が発生した場合、その事件の患者は居住地に関わらず指標値として計上されます。

一方で、新潟市の営業施設等を原因とする食中毒事件の患者に、県内在住者が含まれていたとしても、その患者は指標値としては計上されません。

次に目標設定の考え方についてですが、人口10万人当たりの食中毒患者数は、平成28年から令和元年までの4年間の平均で14.5人となっており、これは全国平均よりも多い水準となっています。

これを現状値とし、令和10年度の目標値は令和7年から令和10年までの4年間の平均で12.0人、令和14年度の目標値は令和11年から令和14年までの4年間の平均で10.0人と減少させる目標設定としております。

なお、食中毒の発生状況は、感染性胃腸炎等の流行状況などにより毎年の変動が大きいと考えられることから、指標値としては4年間の平均を採用することとし、令和2年から令和5年までの直近4年間は新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと考えられるため、現状値から除外しております。

また、先の審議会でもご指摘をいただいたとおり、保健所が食中毒と疑って調査を行っても食中毒と断定するには至らない事例や、軽症のため食中毒疑いとして保健所に届出されない事例などもあり、統計上、食中毒患者として計上されている数は、一部に過ぎないと考えられていることは承知しておりますが、県としましては、食の安全に関する施策を進めることで統計上の食中毒患者数だけでなく、表に出てこない食中毒患者の数も減らすことができると考えております。

次に、重点取組については、計画改定案4ページをご覧ください。重点取組は「食品関連事業者全体の自主衛生管理の向上とリスクコミュニケーションの推進」とし、食品関連事業者における自主衛生管理の向上を推進することに加え、その取組が県民の皆様に正しく伝わるよう、リスクコミュニケーションの取組についても推進してまいります。

改定の主なポイントは以上の3点となります。以降、各ページの変更箇所を説明いたします。

計画改定案4ページの7行目をご覧ください。県では、令和4年11月に「新潟県庁SDGs行動宣言」を策定し、県が定める各種計画へのSDGsの趣旨の反映に努め、各取組を推進することとしていることから、本計画においても、SDGsの趣旨を踏まえて取組を進める旨を記載しております。

また、各施策本文の最後に、各施策と関連する17の目標についてロゴマークを掲載しております。

計画改定案5ページの施策の体系やキャッチフレーズについては現行計画から変更はありません。

計画改定案6ページの各施策の取組指標については、後ほど説明いたします。ここでは、施策の視点を分けて取組指標を掲載しております。

計画改定案7ページ、8ページの計画の推進体制についてですが、8ページの図中で、にいがた食の安全・安心審議会の構成を、条例の記述にあわせて「15人以内で構成」に修正しております。

計画改定案8ページの計画の進行管理と公表については現行計画から変更はありません。計画の進捗状況については、これまで同様に審議会による審議を受けながら、毎年度公表いたします。

次に、資料2をご覧ください。

こちらの資料は、第5期計画改定案の構成を、第1～4期の計画と比較したものととなります。第5期計画では、今ほど説明した3点の改定をメインとし、施策の体系については現行計画を維持したいと考えております。

「1 計画策定の経緯」から「9 計画の進行管理と公表」についての説明は以上です。

【城会長】

ありがとうございました。まずは、計画本文分の目次の「1 計画策定の経緯」から「9 計画の進行管理と公表」についてご説明いただきました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらよろしく願います。

なにかございませんでしょうか。

そうしたら、私から1つよろしいでしょうか。

基本計画の本文の3ページ目ですが、今回から人口10万人当たりの食中毒患者数を新たな指標として入れるということで、前回の審議会では認められたわけですが、文章を読んでいて思ったのですが、2段落目の「新潟市を除く県内における過去8年間の食中毒発生状況を見ると、食中毒患者数の多くが飲食店等の営業施設を原因とする食中毒によるものであることから、HACCP云々」という文章が書いてあって、この文章の中に、営業施設の話は出てくるのですが、個人や家庭等に対する取組内容がここでは見えないように思いました。

計画本文2ページ目に、平成28年から令和5年までの食中毒発生状況の表があり、患者数のところを見ますと、平成28年から令和元年までの平均患者数が209.8人で、そのうち営業施設を原因とする患者数が165.5人で、患者の8割ぐらひは営業施設で発生しているものということで、営業施設への対策に重点的に取り組むと患者さんが減るということは理解できるのですが、事件数の方を見ていくと、平成28年からは令和元年の平均15.8件のうち、営業施設を原因とするものは6件ということで、家庭等で起こっている食中毒の方が割合としては多くなっています。

特に最近、アニサキスによる食中毒が多く発生していますし、新潟県の場合ですと、きのこの誤食による食中毒が毎年のように起こっているのですが、県の方ではきのこの鑑別などに取り組んでいただいているのですが、患者数を減らすとともに事件数も減らしていけないといけないので、そういった取組も文言の中に入れるとどうかと思ったのですが、いかがでしょうか。

【事務局（生活衛生課）】

ありがとうございます。生活衛生課から回答させていただきます。

今、会長がおっしゃられたとおり、県内で件数として多く発生しているアニサキスや毒きのこ、有毒植物などについても、今までも食中毒予防ということで対策を取っているところです。

今おっしゃっていただきました、食中毒の患者さんの数を減らすという意味では、発生件数が多いものに対策をとっていくということも重要かと思えますので、検討させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

【城会長】

他に何か皆さん何かお気づきの点、なんでも構わないですけれども、ございませんか。

Web参加の斎藤委員、西山委員、何かありませんか。

【斎藤委員】

私からは特に大丈夫です。

【西山委員】

私からよろしいでしょうか。前回もお話ししたかもしれないのですが、ノロウイルスによる食中毒が1度出してしまうと、非常にたくさんの患者が発生しやすいという問題があります。

このあたりについては、ノロウイルスに焦点を当てて重点的に何かをすることを考えていらっしゃるのかどうかということを知りたいです。

【事務局（生活衛生課）】

ありがとうございます。生活衛生課から回答いたします。

ノロウイルスの食中毒予防対策におきましては、県でも11月から3月の間、ノロウイルス食中毒予防強化期間ということで、感染性胃腸炎が流行する前から重点的に啓発を図っており、ノロウイルス情報として感染性胃腸炎の流行状況と食中毒の予防対策などを県民の方と事業者の方に向けて情報発信しておりますので、今後も引き続き取り組んでいきたいと思えます。

ノロウイルスの食中毒については、繰り返しになるのですが、一般衛生管理によるところが十分でなくて、食中毒につながるというケースが多いと考えてお

りますので、保健所の方でも地道に講習会等の機会や監視指導を通じて、啓発に取り組んでいきたいと考えております。

【西山委員】

ありがとうございました。

【城会長】

ありがとうございました。ほかに何かございませんか。

もう1つだけよろしいでしょうか。

3ページ目の最後の段落ですけれども、非常に細かい日本語の問題で申し訳ないのですが、「なお、食中毒の発生件数は年によって変動が大きいことから、指標値には4年間の平均を採用することとし、…」という文言があるのですが、発生件数は確かに変動が多いのですけれども、指標値に使っているのが患者数なので、そこは発生件数を患者数に変えていただくか、あるいは「事件数や患者数は…」とされた方が、患者数という文言が入っていないと指標値に結びついていかないと思うので、細かいですけれどもご検討いただきたいと思います。

【事務局（生活衛生課）】

ありがとうございます。おっしゃる通りだと思いますので、検討したいと思えます。

【城会長】

あとはいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

もしお気づきのことがありましたら、審議会の後半のところでご意見出しいただいて構いませんので、次に移りたいと思います。

それでは次ですけれども、基本計画の本文目次の「10 食の安全安心に関する施策」のうち、視点1「安全な食品の提供」に関する6つの施策の改定案について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（生活衛生課）】

引き続き、生活衛生課の柳から説明いたします。

視点1「安全な食品の提供」に関する6つの施策の改定案について、説明いたします。

資料3-1及び資料4をご覧ください。

資料の見方を説明いたします。

まずは資料3-1をご覧ください。こちらの資料は施策1～6で定める県の取組内容を、現行計画と次期計画改定案とで比較した表となります。

計画本文に記載する各施策の取組内容について、左側に現行計画を、右側に次期計画改定案をそれぞれ記載しております。

取組指標と書かれた列については、各施策で定めた取組指標と最も関連がある取組内容に星印をつけています。

県の取組内容と書かれた列については、計画本文に記載する県の取組内容を抜粋して記載しております。太字とした部分が変更箇所となっております。

担当課と書かれた列は、それぞれの取組内容の主担当課を記載しております。

施策1～3については、現行計画からの変更はありません。

施策4では、②の取組について、食品関連事業者を対象とした取組であることが明確に伝わるよう、名称を変更しております。

施策5では、現行計画の②と③の取組が重複している部分がありましたので、まとめて1つの取組としております。

また、こちらも食品関連事業者を対象とした取組であることが明確に伝わるよう、名称を変更しております。

施策6については、現行計画からの変更はありません。

次に資料4をご覧ください。

資料4は、各施策で設定している「取組指標」を現行計画と次期計画改定案とで比較した表となります。

各施策の上段に現行計画の取組指標を、下段に改定計画案の取組指標をそれぞれ記載しております。

見直し区分の列には、現行計画と同じ指標を設定する場合は「継続」と、現行計画から指標を変更する場合は「変更」と、現行計画の指標を廃止する場合は「廃止」と記載しております。

目標の列には、各指標の最新値、中間目標、最終目標をそれぞれ記載しております。

現行計画は中間目標を定めておりませんので、中間目標は斜線を引いております。最終目標値には令和 6 年度の数値を記載しております。

改定計画の中間目標は令和 10 年度の数値を、最終目標は令和 14 年度の数値をそれぞれ記載しております。

施策 1 の取組指標については、現行計画の「認証 G A P の取得農場数」から「認証 G A P の新規取得農場数」に変更したいと考えております。

現行計画では、現に G A P の認証を受けている農場の実数値を目標としております。こちらは、新規で認証を受けた農場があれば指標値としては + 1 となりますが、一方、認証の継続を断念した農場があれば、指標値としては - 1 となっております。

先日の審議会において、現状に合わせた目標設定とすべきとのご意見を頂戴したことから、改定計画では新たに認証 G A P を取得した農場数を累計していくことを目標としております。

目標値としましては、新たに認証取得する農場を、令和 10 年度時点での中間目標までに 50 農場、令和 14 年度時点の最終目標までに 100 農場増やすことを目指したいと考えております。

施策 2 と 3 については、県内の畜産物、水産物の安全性を確保するため、継続して同じ指標に取り組みたいと考えております。

施策 4 の取組指標については、現行計画の「新潟県食品衛生監視指導計画で設定した飲食店・製造業・販売業の監視数に対する実施率」から「HACCP の内部検証実施率」に変更したいと考えております。

県としましては、今後、HACCP に沿った衛生管理の定着を図る上で、事業者自身が HACCP の取組状況を振り返る「内部検証」によって、自主衛生管理の水準を向上させていくことが重要と考えております。

内部検証とは、事業者自身が行う衛生管理の振り返りのことで、HACCPに沿った衛生管理では、日々の衛生管理の記録を定期的に振り返って見直しを行い、問題が発生していた場合は、その原因を考えて、衛生管理計画や手順書の見直し、従業員の教育などを行うことで、衛生管理のレベルを上げていくことが重要です。

現行計画では、飲食店等の営業施設に対する監視実施率を指標としておりましたが、今後、食品関連事業者の自主衛生管理の一層の向上を図る上では、事業者自身による内部検証の取組を促し、その実施率をモニタリングしていくことが重要と考えられることから、新たに指標として設定したいと考えております。

目標値としましては、現状の内部検証実施率が42%ですので、令和10年度時点での中間目標時点で70%、令和14年度時点の最終目標までに100%を目指したいと考えております。

施策5については、2つの取組指標を設定しております。

1つめの取組指標については、現行計画の「新潟県食品衛生監視指導計画で設定した大規模・広域流通食品製造施設の監視数に対する実施率」から「食品衛生責任者の実務講習会受講率」に変更したいと考えております。

現行計画では、食品表示を作成する機会が多いと考えられる大規模・広域流通食品製造施設に対する監視実施率を指標としておりましたが、小規模な事業者も含めて食品表示の適正化について普及啓発を図ることが重要であることから、改定計画では、小規模な事業者も含めた「食品衛生責任者の実務講習会受講率」を取組指標としたいと考えております。

食品衛生法に基づく営業を行う施設には、食品衛生責任者の設置が義務付けられており、中でも飲食店や菓子製造業などの営業許可を受けた施設の食品衛生責任者は、知事が認める講習会を定期的に受講し、食品衛生に関する新たな知見の習得に努めることとされています。

県では、食品衛生責任者に対し4年に1回の頻度で食品表示を含めた食品衛生に関する最新の知見を得るための講習会を、県内12か所の保健所単位で実施しております。

受講対象者には、法的に努力義務が課せられた飲食店や菓子製造業などの許可業種の食品衛生責任者に加え、許可が不要な食品の製造業など、法的に努力義務が課されていない届出業種の食品衛生責任者も含めております。

目標設定についてですが、食品衛生法が改正され、食品衛生責任者実務講習会の受講が義務規定から努力義務規定となった令和3年から令和5年までの3年間における、食品衛生責任者の受講率の平均が88.3%であることから、これを現状値とし、令和10年度時点の中間目標では、令和7年度から令和10年度の平均で85%以上、令和14年度時点の最終目標では、令和11年度から令和14年度の平均で85%以上を維持することを目標としています。

毎年の受講率ではなく、4年間の平均値を採用した理由ですが、県では、営業施設の業態に応じて、食品衛生責任者を調理業、販売業、製造業の区分に分類し、4年間で一巡するように実務講習会を開催しています。区分によって、受講対象者の数や受講率に差が見られることから、4年間の平均値を採用することといたしました。

2つ目の取組指標である「食品表示ウォッチャーによる調査店舗数年間目標の達成率」については、市場に流通している食品の表示が適切であることを確認するための有用な取組であることから、継続して同じ指標に取り組みたいと考えております。

施策6の取組指標については指標名の変更のみとなります。食中毒をはじめとする食品等に起因する健康危機管理に関する研修であることが明確に伝わるよう、指標名を変更しております。

なお、一部の取組指標や施策の取組内容については、昨年10月に開催した第28回審議会で頂戴したご意見を踏まえ、改定案を作成しております。第28回審議会でのご意見への対応状況については、資料5にまとめておりますので、ご確認ください。

その他、県の具体的な取組内容や、細かな文言修正については資料6の計画改定案本文及び資料7の新旧対照表でご確認ください。

視点1「安全な食品の提供」に関する6つの施策の改定案についての説明は以上です。

【城会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました改定案につきまして何かご意見があればお願いいたします。

【水島委員】

施策5の食品衛生責任者の実務講習会受講率を目標としてあげられています、努力義務とはいえ、下がっていくものなのでしょうか。

88.3%が現状で今後、中間と最終で85%の水準を維持とされている、その理由の説明として、調理、販売、製造と業種によって受講状況に差があるということでございましたけれども、業種によって受講があまり進んでいない、などの状況がお分かりでしたら教えていただけますでしょうか。

【事務局（生活衛生課）】

生活衛生課から回答させていただきます。

食品衛生責任者の実務講習会ですが、令和3年に法改正がありまして、新たな知見を得るための講習会ということで12ヶ所の保健所で開催をしているものでございます。

各保健所では、法改正後も知見を得る場所の確保ということで、食品衛生責任者の方々に、通知をして受けていただくようご案内をしております。

また開催の回数につきましても、1回で終わらせるということではなくて、各保健所で受けられなかった方に対して、再講習会、再々講習会ということでご案内させていただきまして、なるべく多くの食品衛生責任者の方に受講の機会を得ていただくように進めているところです。

また、届出業種の事業者の方につきましては、食品衛生責任者の設置はしていただいておりますが、講習会の受講は努力義務でもない中で、知見を得ていただく場の提供ということで、積極的に研修を受けていただくようご案内をしているところです。

食品衛生協会へ講習会の運営など一部委託しているところもありますが、そのような関係団体も含めて連携をしていく中で、責任者の方々に知見を得ていただく場の提供というのを今後も粘り強くやっていきたいと考えておりますので、(中間、最終目標が)85%以上と、現状の88%より下がる目標にはなっていきますけれども、実際には、そのような中でしっかりと受講率を維持していきたいと考えております。

【水島委員】

ありがとうございました。

【河上委員】

食品衛生協会の河上と申します。

施策4のHACCPの内部検証について質問をお願いいたします。

実際、私たちが振り返りを行っているかどうかというのは、年に2回から3回、施設を巡回して指導する中で、検査表や指導表の中に振り返りを行っていますかという項目がございますので、そこで確認しているわけですが、実際のところ、指導員の感覚として振り返りについてはまだ重く考えられていないところがあるかと思えます。

毎年6月に、指導員を対象とした県生活衛生課からの講義の機会がありますので、その場面では当然、お話をされることと思えますけれども、様々な場面で、内部検証についての周知といえましょうか、施設を見たときに、しっかりと聞き取りや振り返りの中身を確認できるように、指導員に伝えていただければと思っております。よろしくをお願いいたします。

【事務局（生活衛生課）】

ありがとうございます。今、河上委員がおっしゃった内部検証につきましては、新潟県HACCP普及啓発導入事業ということで、食品衛生協会に、その実践状況の確認、実践状況に応じた支援をお願いしております、その実践状況の中に振り返りも含めて確認をしていただいているところでございます。

今までは、HACCPの導入ということで、食品衛生法の改正以降、事業者の皆様にはHACCPを取り組んでいただくところを重点的に支援あるいは監視指導を進めてまいりましたけれども、今後は導入後の定着という中で、振り返りも含めて、しっかりと関係団体と連携して取り組みをして進めていきたいと思えます。

今、委員がおっしゃられた、そういった事業を行う上で、食品衛生協会の皆様方にも理解していただけるように努めていきたいと思えます。

ありがとうございます。

【城会長】

関連してちょっと教えていただきたいのですが、この計算式で出てくる調査実施施設の調査は、監視指導計画の中で保健所が調査した件数ではなくて、協会が行った調査と考えればよろしいでしょうか。

【事務局（生活衛生課）】

実際には、振り返りを含めた監視指導ということで外部検証的なことは保健所でもやっておりますが、これは内部検証の実施率ということになりますので、保健所でも施設を監視したときに、内部検証の確認ということで記録等の確認をさせていただいていますけれども、こちらの指標で用いる分母の部分は食品衛生協会に委託している事業で調査した数を分母としております。

【城会長】

詳しくないので教えていただきたいのですが、振り返りのマニュアルみたいなものが、それぞれの業種ごとに設定されていたりするのでしょうか。

【事務局（生活衛生課）】

生活衛生課から回答いたします。国がそれぞれの業種ごとに、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の手引書を作成しているのですが、飲食店向けの手引書で、振り返りのやり方を示しているので、県としても事業者の方々に、振り返りをしっかりやってくださいということで、機会をとらえて啓発をしているということになります。

また、県が監修し、食品衛生協会が作成している記録簿でも、振り返りの欄を設け、やり方の例もつけて確認ができるような中身になっています。

【城会長】

ありがとうございます。

そういったマニュアルがあれば身のある振り返りができると思うので、引き続きよろしく願います。他に皆さん何かございませんでしょうか。

【笹川委員】

新潟日報の笹川と申します。よろしく願います。

前回お休みさせていただいたので、改定案に関するそもそもの意見として教えていただきたいことがありまして、施策6あたりになるのではと思うのですが、危機管理体制の整備のところに明文化されてないといけないのかなと感じるのですが、昨今、学校給食における食物アレルギーの対応です。

私たちメディアの取り上げる事象の中でも、食の安全といった点で、食物アレルギーへの対応がキーワードのようになっていまして、特に毎日の食事という点で、学校給食の誤食というのは非常に大きいかなと思っております。

せっかく県の方でも、実態調査をされていますよね。県内の公立学校に対して、市町村教育委員会も含めて実態調査をやっていて、そこで公立学校の95%以上にアレルギーをもつお子さんがいて、実際に誤食・誤配事案というのが131件あったという実態調査がなされていて、結構な数の食物アレルギーを持つお子さんへの提供時のトラブルというのがある以上、何らかの形で計画にも事故防止とか、実際にトラブルが起きたときの対応というのが、せっかくリスクコミュニケーションの推進が重点取組に入っていますので、何らかの形で明記しておいた方がいいのかなと思いました。

【城会長】

ありがとうございます。ただいまのご意見の担当はどちらになるのでしょうか。

【健康づくり支援課】

健康づくり支援課の富山と申します。ご意見ありがとうございました。

食物アレルギーの学校、保育園等の対応については、こちら計画には明記されていないのですが、健康づくり支援課が所管しております「新潟県アレルギー疾患対策推進計画」の方で、アレルギーに関する正しい対応の周知啓発ですとか、緊急時の対応についても盛り込んでおりまして、それに基づいた研修ですとか、知識の普及啓発や緊急時の対応については、教育委員会と連携して取り組んでいるところです。

こちらの計画に明記はされていませんが、実際にはアレルギーの計画の方でまとめさせていただいているというような状況でございます。

【城会長】

はい。別のところの計画には入っているけれども、ここには入っていないということですのでけれども。

【笹川委員】

にいがた食の安全・安心条例に基づく施策を総合的に推進するための基本計画であるという、そもそもの性格を考えると、入れてもいいのではないかなと思うのですけれども。

別途で施策やいろんなガイドラインがあるのは承知しているのですけれども、食中毒が前面に出て明記されている一方で、お子さんとか学校給食もパイが大きい問題ですので、書いてあってもいいのではないかなという観点で意見させていただきました。

【城会長】

どちらも入れるっていうのは駄目なのでしょうか。

【事務局（生活衛生課）】

食物アレルギーのことをこの計画に組み込むかどうかは、委員からご意見もいただきましたので、検討したいと思っておりますけれども、資料6の計画本文1ページ「3 計画の期間」のところに、関連する計画を記載しておりますので、そういったところに記載をするなど、なんらかの形でこの基本計画に盛り込むのか、あるいは別の計画で定めているからそれでよしとするのかというところにつきましても、県内部で検討したいと考えております。

【城会長】

食物アレルギーは食の安全に関する非常に大きな課題の1つではあるので、こちらの計画にも入れられるのであれば、含めるような形で進めていただきたいと思います。他に何かいかがでしょうか。

Web参加の斎藤委員、西山委員いかがでしょうか。

【西山委員】

施策4のHACCPの内部検証実施率について伺いたいことが1つございます。

内部検証といってもやることがいろいろあると思うのですが、最新値が出ているということは実際に検証をやっているかどうかを調べていらっしゃると思うのですが、具体的にどのようなことをチェックされて、内部検証ができている、できてないという判断をされているのかということをお伺いしたいです。

【事務局（生活衛生課）】

生活衛生課から回答させていただきます。

食品衛生協会には、HACCPに関していろいろな知識を習得されている、指導員の方がいらっしゃるのですが、そのような方々から営業施設に伺っていただきまして、チェック表に基づいて確認をして、その中に振り返りの実施についての項目があり、確認をしていただいております。

確認の方法としては、まず記録をしっかりつけているかどうかというところがありまして、その記録について、例えば×（バツ）とか△（さんかく）などのよくない点があれば、振り返りをしているかどうか、計画の見直しをしているかどうかということについて口頭で確認をしながら、チェックをしていただいているのではないかと考えております。

振り返りの方法について、先ほど河上委員からもご説明がありましたけれども、今後、取組指標としていくということもありますので、県から振り返りの方法や確認方法などについても、協会によく説明させていただいて進めていくということで考えております。

【西山委員】

ありがとうございます。

もう1つ、関連して伺いたいことがございまして、HACCPに沿った衛生管理というのは基準が2つございまして、1つはHACCPに基づく衛生管理という厳しい方と、小規模事業者を対象にしたHACCPの考え方を取り入れた衛生管理というのがありますけれども、この2つの基準ではチェック項目が変わってくるのではないかとと思いますが、その辺りはいかがですか。

【事務局（生活衛生課）】

ありがとうございます。

食品衛生協会にお願いしているのは主に小規模事業者になります。

大規模事業者につきましては、県で調査した HACCP の導入率からいっても、ほぼ 100%、HACCP に基づく衛生管理でやっていただいておりますので、多くの施設が第三者認証を取得していると考えておりますので、特に中小規模の、法改正の後に HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を始めた事業者さんに向けた確認ということで食品衛生協会に委託をして、実情を見ていただいているということでございます。

【西山委員】

なるほどわかりました。大規模事業者であれば、大概はもう第三者認証を終えているものですので、こちらの方では、小規模事業者向けの指導を行う、検証を行っているという、理解でよろしいですかね。

【事務局（生活衛生課）】

そのとおりです。

【斎藤委員】

私の方から特にはないのですが、HACCP について、私は厳しい方しかよくわからなくて、これを小さなところがやるのは大変だな、と思っていたのですが、小さいところは小さいなりに、消費者の安全・安心を考えた項目になって、例えばちょっと漬物で食中毒が起きたりとかそういうことのないような取組みで、生産者さんや加工業者さんが、消費者に安心・安全なものを届けてもらうという、これが全部に行き届けば、私たちが安心して買い物ができるというのがわかるので、ぜひよろしく願いいたします。

【事務局（生活衛生課）】

ありがとうございます。

【城会長】

ほかに何かあればお願いします。

1つだけ、施策や指標そのものとは関係ないかもしれませんが、畜産農場に対する管理対策についての年間指導率ということで、今も100%すべて回って指導されていると思うのですけれども、家畜の中に鳥も入りますよね。

鳥インフルが県内でも出ていますけれども、回っていらっしゃる中で問題がありそうな施設で出ているのか、それとも衛生管理を徹底しているけれども、ウイルスがなかなか防ぎきれないのか。

今、全国でもすごく増えていますので、また卵の値段が上がるのではないかと、非常に消費者の方が心配されていますので、現状を教えてくださいませんか。

【畜産課】

畜産課からお答えいたします。家畜には鶏が主ですけれども鳥も入ります。養鶏場にも地域機関が指導に入っております。鳥インフルエンザが県外で猛威を振るっておりまして、ご心配のところかと思えますけれども、農場の方には衛生管理を徹底するように指導に入っておりますし、きちんとやられているところには継続してもらえるように、不備があるところには、特に最近は非常に厳しくチェックするような形になっておりますけれども、チェックをして改善を行うような形で対応しております。

鳥インフルエンザが発生しますと、国の方で専門家から構成される疫学調査チームというものが入りまして、実際に調査が行われるのですが、よくやっているという評価を受ける場合もあれば、不備について指摘を受ける場合もあります。

実際に、不備が原因で鳥インフルエンザになっている場合も考えられますし、しっかり対策していると思われる農場であってもウイルスは目に見えませんが、調査の結果から原因を推測することはできますが、特定に至ることはなかなか難しい現状でございます。

【城会長】

ありがとうございます。目に見えないウイルスですので、対策しづらいところもあると思いますが、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

一度発生すると、すべて殺処分という形で処理されていきますので、事業者の方も本意ではないと思ひますし、きちんと対策がなされるよう、ご指導よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに何かお気づきの点などよろしいですか。

それでは次にいきたいと思ひます。

先ほど6つの施策までいきましたので、その次、視点2「食の安全・安心を育む信頼関係の確立」に関する4つの施策の改定案について、事務局から説明をお願ひします。

【事務局（生活衛生課）】

生活衛生課の柳から説明させていただきます。

施策7～10の改定案について説明いたします。資料3-2をご覧ください。

施策7では、現行計画の⑧の取組に「農業体験を通じた消費者への情報提供」として、本県におけるグリーン・ツーリズムの取組を記載しておりましたが、近年のグリーン・ツーリズムの取組は、農業体験のほか、児童生徒の探求学習や企業の越境学習の場など、取組が多様化しており、食の安全・安心とは直接の関連性が少なくなってきたことから、改定案からは削除しております。

また、現行計画の⑨の取組としていた「消費者の見学を受け入れている製造所等食品関連事業者の情報提供」につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行以降、施設見学の受入については企業により様々な考え方があることから、施設見学に限らず、食品関連事業者による衛生管理の取組について情報提供を促す趣旨として、取組名を修正しております。

施策8では、現行計画の①の②の取組の順番を入れ替えております。

こちらは、取組指標の変更に伴う修正のみとなります。

施策 9 では、現行計画の②の取組として「食育ボランティアの活動支援」を記載しておりましたが、食育ボランティアは、郷土料理の歴史やつくり方、農産物の育て方など、食育の推進を目的として活動しているものであり、「食の安全・安心に対する理解」につながるものではあるものの、それを主目的として行っている取組ではないことから、改定案からは削除しております。

施策 10 については、現行計画からの変更はありません。

次に資料 4 をご覧ください。

施策 7 の取組指標については、現行計画の「県ホームページの事業者向けページの年間閲覧数」から「県ホームページの食中毒に関するページの年間閲覧数」に変更したいと考えております。

現在、県のホームページ「にいがた食の安全インフォメーション」はリニューアル作業を行っており、2月から順次公開を予定しております。改定計画ではリニューアル後のホームページの閲覧数を指標として設定しております。

昨年 10 月に開催した第 28 回審議会において、成果指標である食中毒患者数をモニタリングするのであれば、より一層の普及啓発に取り組んだ方がよいのではないかとのご意見を頂戴しましたので、県としましては、県民の皆様や食品関連事業への積極的な情報発信を行い、食中毒予防に関する普及啓発を図りたいと考えております。

目標値の設定についてですが、該当ページはまだ公開前のページとなりますので、現状値が入力できませんが、令和 10 年度の間目標、令和 14 年度の最終目標では、現状値から増やしていくことを目標としたいと考えております。

現状値については、令和 7 年度の閲覧数を現状値としたいと考えておりますが、具体的な数値設定等の必要性につきましては、中間見直し等の機会に、あらためて審議会の場でご審議いただきたいと考えております。

施策 8 の取組指標については、現行計画の「食の安全・安心に関する講習を「有意義」と評価した利用者の割合」から「こども・子育て世代向け地域意見交換会の参加人数」としたいと考えております。

現行計画は「にいがた県政出前講座」を活用いただいた方からアンケート取得し、「有意義」と評価をいただいた方の割合を指標としておりますが、出前講座の活用が令和5年度実績で年間4回となっております。

改定計画では、新たな重点取組であるリスクコミュニケーションの推進を踏まえ、これからの将来を担うこどもや、食の安全・安心に関して意識の高い子育て世代に向けた地域意見交換会等のイベントをより一層推進していきたいと考えております。

現状、県で開催している「こども・子育て世代向けの地域意見交換会」としては、保育園や放課後児童クラブでの手洗い教室が主な活動内容となっており、各地区の食品衛生協会と連携して開催をしております。

目標値の設定としましては、現状の参加人数が2,479人ですので、令和10年度の間目標及び令和14年度の最終目標でも同等の人数を維持する目標としております。

県内における児童数は、令和2年度から令和6年度までの5年間で約1万人減少しています。県では様々な人口減少・少子化対策に取り組んでおりますが、今後も厳しい状況が続くと仮定すると、現状の取組を維持するだけでは地域意見交換会の利用者数が年々減少していくことが見込まれます。

県としましては、食の安全に関するリスクコミュニケーションの機会を確保すべく、引き続き、食品衛生協会等と連携して取り組んでまいります。

施策9については、現行計画では2つの取組指標を設定しています。

1つ目の取組指標である「にいがた食の安全・安心サポーター活動の年間利用者数」についてですが、県民の方に食の安全・安心に関する知識を普及啓発するための有用な取組であることから、引き続き指標として取り組んでまいります。

ただ、目標設定につきましては、現行計画では最終目標を10,000人としているところですが、サポーターの高齢化などの課題も抱える中で、現状より活動を拡大することは難しいと考えており、現状の取組を維持しつつ、より多くの方が参加できる機会の確保に取り組むという観点から現状と同等の7,000人以上を中間目標、最終目標でも維持する設定としております。

2つ目の取組指標である「活動した食育ボランティアの人数」については、先ほどの説明の繰り返しとなりますが、食育ボランティアは、郷土料理の歴史やつくり方、農産物の育て方など、食育の推進を目的として活動しているものであ

り、「食の安全・安心に対する理解」につながるものではあるものの、それを主目的として行っている取組ではないことから、改定計画では取組指標から削除したいと考えております。

なお、現在改定作業を行っている「新潟県食育推進計画」においても食育ボランティアの目標は定めない方針としております。

施策 10 については、引き続き、HACCP の指導や農薬の適正管理などに関する人材を育成する必要があるため、現行計画と同じ指標に継続して取り組みたいと考えております。

視点 2 「食の安全・安心を育む信頼関係の確立」に関する 4 つの施策の改定案についての説明は以上です。

【城会長】

ご説明ありがとうございました。

それではただいまの説明につきまして何かご質問ご意見がありましたら、よろしく申し上げます。

【田村委員】

新潟県立大学の田村でございます。

施策 7 のところで教えていただきたいのですが、食中毒に関するホームページですけれども、この前の紅麹ですとか、健康食品ですとか、そういったものの情報は事件が起こるとアクセスが増えるような気もするのですが、安全な食品に関する情報みたいところで、いつでも確認できるとか、場合によっては関連資料をダウンロードできるといったページがあったらいいのではないかと思いますところ。

食中毒に関する情報ページのアクセス数をカウントするということですが、他にもそういうページがいくつかあれば、もっとアクセスが増えるのではないかと感じたところです。

【事務局（生活衛生課）】

ありがとうございます。生活衛生課から回答させていただきます。

今、委員がおっしゃられた、食中毒だけでなく、食の安全に関する情報をというところですが、ホームページ「にいがた食の安全インフォメーション」では、様々なトピックスなども含めてお知らせをさせていただいているところですが、今回、2つ目の成果指標として、食中毒の患者さんの数を減らしていきたいということもありますし、また、前回の審議会のときにも、食中毒の啓発が重要なのではないかというご意見もいただきましたので、食中毒に関するページの閲覧数を取組指標とさせていただいたところでございます。

今、おっしゃられた、例えば紅麹のような事案については、常に皆さんが関心を持っているというよりは、問題が発生したときに、情報を確認できるページがあるといいということかと思いますが、そういったページも指標の中に含めていくと、事件が起こるたびに上下するというところもあるので、なかなか取組指標とするには難しいと考えておりますが、今、いただいたご意見で、食中毒以外の食の安全に関するページも含めて取組指標とできるかどうかについては検討したいと考えております。ありがとうございます。

【城会長】

はい、ありがとうございます。斎藤委員、お願いします。

【斎藤委員】

1つ質問ですが、施策9の食の安全・安心サポーターの活動のところで、サポーターの高齢化という課題もあるとのこと、平均年齢70.7歳、これに対する取組みは何かあるのでしょうか。

いろいろなところで高齢化が問題になっていて、若い人がなかなか入ってこないということがあるのですが、こちらの高齢化対策などは何かあるのでしょうか。

【事務局（生活衛生課）】

生活衛生課から回答させていただきます。

高齢化対策については、特に当課で対策をとっているということではなくて、専門的な知識を有している方について、いろいろな方にご紹介をいただいたりして、サポーターになっていただいているというところがあります。

特に、日本菌学会の会員できのこの食毒鑑別が可能な方については、鑑別の経験も必要なものと考えておりました、今までサポーターとして活躍、活動されている方々からご紹介をしていただくなど、いろいろな面で工夫はしていますが、なかなか若い方で引き受けてくださる方は限られているというのが現状と考えております。

ただ、そうは言いましても、県の取組を進めていただく大切なサポーターの方々ですので、いろいろな方面からお声掛けして人材の確保に努めていきたいと考えております。

【斎藤委員】

ありがとうございます。

私が所属している消費者協会も高齢化ということで、どうやったら若い人を取り込めるかなというところで伺いました。ありがとうございました。

【城会長】

はい、ありがとうございました。

関連するところで、サポーター35名の中にきのこの鑑別が可能な方が入ってらっしゃるのですか。

【事務局（生活衛生課）】

そうです、12名いらっしゃいます。

【城会長】

この35人で、最新値が7,290人ということで、35人で7,000人以上参加のイベントを開催してらっしゃるというのが、ちょっと驚きですけれども。

具体的にはどういった形で、多くの方がここを利用されているのでしょうか。

【事務局（生活衛生課）】

はい。令和5年ですと、きのこの鑑別も含めたきのこ講習会で4,000人ほど。

【城会長】

鑑別で4,000人ですか。

【事務局（生活衛生課）】

鑑別ときのご講習会です。きのこ講習会は来ていただける方が多くて、前年度の令和4年度より1,000人近く増えているのですけれども、そういった方々がご利用されています。

その他、巡回指導ですとか手洗い教室など衛生指導として、これは県の食品衛生協会ですとか、食品衛生監視員として従事したようなOBの方々が対応していただく場合もありますが、そういった方々の利用者が1,300人ほどです。

あとは、食品衛生の普及啓発として自治会だよりで活動されているということで1,200人など、様々な活動をあわせて7,290人ということでした。

【城会長】

ありがとうございました。それだけ大勢の方に対応できる人材ということで、なかなか成り手がいないかと思うのですけれども、非常に大事な役割をされているので、何か皆さんいい案があれば、ぜひ若返りを図っていただきたい。

サポーターになっていただく方、誰でもいいわけではないですよ。

【事務局（生活衛生課）】

そうです。特にきのこの鑑別については、若い方でもきのこに興味を持ってもらえる方もいらっしゃるのですけれども、ご自身で楽しむ分にはいいとしても、鑑別となると責任が伴うので遠慮したいとか、あるいはお仕事をされていて、鑑別をしようとしても、いろいろな方々の要望に対応できないということで、サポーターにはなれないということも言われたことがありました。

【城会長】

はい、人材の確保が大変かと思えますけれども、よろしくお願いします。

他に何かあればよろしくお願いします。

【北川委員】

北川です、よろしく申し上げます。

施策8についてお伺いしたいと思います。施策5でも感じたのですが、目標という数字にこだわりすぎて、問題の本質がわからなくなってしまうのではと感じます。

施策5のところに戻って申し訳ありませんが、食品衛生責任者の実務講習会受講率の目標を85%にするということで、今まで実務講習会を受講している方は、私も細かいデータを持っていないので分かりませんが、おそらく定期的に受講するよう会社から指示を受けている方や、使命感があって受講される方なのではないかと思います。

残りの15%の方は、料金や時間がかかることですし、受講しない人はしないのかなと感じます。

施策5でいえば、受講しない人たちがどうすれば受講してくれるのかを検討することも必要なのではと思います。

そこで施策8ですけれども、2,500人以上が目標ということで、参加者の意見をどう活かしていくか、ということも大事なのではないかと私は考えます。

意見交換会ということですので、関係している方たちが参加して、そこでおそらく要望というものも出てくると思うのですが、その要望をフィードバックして活かしていることなどあれば教えてください。

【事務局（生活衛生課）】

生活衛生課からお答えいたします。北川委員の方から、ご説明いただきましたけれども、食品衛生責任者の講習会に、そういった子育て世代の方も出ていただければいいのではないかとのご質問でよろしかったでしょうか。

【北川委員】

すみません、それとは別です。

【事務局（生活衛生課）】

承知しました。施策8の取組指標「こども・子育て世代向けの地域意見交換会」ですけれども、今、こういった意見交換会のほとんどが手洗い教室ですとか、保育園に保健所の職員あるいは食品衛生協会から出向いて行って、衛生的な手

洗いができるようにということでお話をしたり、食品衛生クイズをやってみたり、いろいろ興味を持っていただけるような内容で取り組んでいるのが現状です。

意見交換ということで、例えば保育士さんですとか児童クラブに行ったときに職員の方々からご意見をいただくことはあるのですが、なかなか双方向の意見交換というところまでたどり着いていないのが現状で、一方向で衛生的な手洗いの方法をお話して差し上げる機会が多いと理解しております。

リスクコミュニケーションというと、双方向の情報交換というところではあるのですが、広い意味で考えると、情報発信も含めてリスクコミュニケーションだととらえておまして、意見をいただけるような場の機会づくりということも非常に大事だと思いますので、今後、意見交換を進める中で、消費者の方々から意見をいただけるような取組も考えていかなければいけないと感じました。ありがとうございます。

【城会長】

はい、ご意見いただきありがとうございます。他に何かございますか。

今の施策 8 で「地域意見交換会」の名称が出てきたのは今回初めてだと思うのですが、今まではイベント等とかすごく幅広くとらえていらっしゃったイメージがあるのですけれども、どういうことで、このような名称にされたのでしょうか。

【事務局（生活衛生課）】

今回、意見交換会という表記にさせていただいているのですけれども、食の安全に関するイベントということで内容的には変わらないのですが、位置付けとしては意見交換会ということでこちらに記載をさせていただいたということです。

【城会長】

特に中身が変わったというわけではない。

【事務局（生活衛生課）】

そうです、取組が変わるようなことではありません。

【城会長】

他はいかがでしょうか。

施策 7 のホームページですけれども、今ホームページリニューアル中で作ってらっしゃると思うのですが、現行の計画が、事業者向けページの閲覧数で指標を取っていたわけですけれども、食中毒に関して事業者向けや、一般向けといった建付けになるのでしょうか。それとも、全体に対する食中毒の啓発ページとなるのでしょうか。

【事務局（生活衛生課）】

はい、ありがとうございます。生活衛生課からお答えしますが、食中毒のホームページについては事業者の方も、消費者の方もどちらもご覧になっていただけるような内容になっております。

今まで基本計画の取組指標としておりました事業者向けページの中には、食品営業許可を取得するための手続きなどが記載してあるページも含まれておりました。

今回、食中毒に関するページということで、そちらについては事業者、消費者どちらがご覧いただいても、確認ができたり、あるいは必要な内容が見られたりという内容でリニューアルをする予定ということになりますが、リニューアルするからと言って、今まで消費者の方向けのページだったものを、事業者の方にも見ていただけるようにするというのではなくて、現状のページでも、どちらが確認していただいてもいいような内容になっているということでございます。

【城会長】

はい、ありがとうございます。あと目標値ですけれども、現状値より増加という表現となっているのですけれども、先ほどご説明いただいた内容だと令和 7 年度の数を入れて、そこから増やしていくことを考えておられるということであれば、現状値がないのに現状値より増加という表現はいかがなものかなと思

ましたので、具体的に令和 7 年度より増加させる、などの表現に変えてはどうかと思いました。

【事務局（生活衛生課）】

ありがとうございます。確かに今現状値がない中で、現状値を令和 7 年度にするということで説明させていただきましたので、ご提案のようにしたいと考えます。

【光永委員】

関連しまして、閲覧数を増加するというものに向けてのPRとか、そういったものは何かお考えでしょうか。

【事務局（生活衛生課）】

生活衛生課から回答いたします。情報発信ということで、いろいろな手法があると思うのですが、その中でホームページを閲覧していただくには、まずホームページを知っていただく必要があるかと思えます。

いろいろな広報誌ですとか、そういったところでお知らせすることもできますし、チラシなどにQRコードを貼り付けてお知らせするというのもできるかと思えますので、まずは、そういったチラシやパンフレットに、食の安全インフォメーションの中に食中毒予防があるということをお知らせさせていただく、あとは講習会等でお知らせをするということになると思えます。

ですので、地道ではあるのですが、活用できる広報媒体を最大限活用してホームページがあるということをまずお知らせして、閲覧につなげていけたらと考えております。

【光永委員】

ありがとうございます。関連してなのですが、こういった情報の閲覧数は、食中毒事件が起きたときとリンクするというので、単純に前年から増えた、減ったといった比較も難しいかと思うのですが、何か食中毒事件が起きたときに、すぐに対応できるという体制が整えていらっしゃるのでしょうか。

【事務局（生活衛生課）】

大きい事件があったりすると、今、委員がおっしゃられたようにホームページでその内容を確認したいということで閲覧数が増えるということは今までもあったかと思います。

最近の紅麴の場合ですと、やはり皆さんが一時的に確認したいということでご覧になるケースが考えられるのですが、食中毒予防のホームページについては、事件が起きたら新しいホームページを公開するというのではなくて、日頃から確認ができるようにページを作成して、公開をしているというのが、現状です。大きい事件が起きたときに、皆さんがすぐにそのページをご覧になっていただくことができるように構成はしたいとは思っています。

最近ですと、大きい食中毒事件が起きたとしても、特にホームページの閲覧数がとても増えるということはありませんので、皆さんがどのような形で情報を集めているのかというのが、お答えができないのですが、例えば、八戸の方で起きたお弁当の食中毒事件があったかと思いますが、その時に、特に県のホームページの閲覧数が特別に増えたということは確認できていませんので、そういったことから、普段皆さんがどのようなところで食中毒の予防情報を集めているかというところはあるのですが、皆さんが確認したいときにすぐに確認ができる場所があるということは、日頃からお知らせをしていかななくてはいけないと考えております。

【光永委員】

県のホームページということで、信頼性があって、嘘はないというところで、デマが流れることも最近問題となっていますので、その信頼性というところを活用して、閲覧数もそれに伴って増加するのが一番理想的だと思います。

【事務局（生活衛生課）】

ありがとうございます。

【城会長】

他に何かあればお願いします。

【小見委員】

2つあります。今のホームページにも関連するのですが、何か起きたとき、あるいは平時であったとしても、県庁ホームページを訪れるという思考はあまりないかなという感じがしています。

確かに、情報自体は非常に確実なものだと、県庁と関わりがある方からすれば、そういう印象だと思うのですが、結局グーグルなどで、ワードで検索して、一番上に出てきたページをまず見るというところがあるので、全くホームページに対して対応しないでもいいという話ではありませんが、限界はあるかなという感じはしています。これは何をしたとしてもそうだと思います。

ここに関してお願いなのですが、全体的に県庁のホームページ自体が、使いづらいというか、わかりづらいと感じています。なので、今、リニューアルしているのかもしれませんが。

かなり膨大なデータが入っているので、リニューアル自体も非常に難しいのだと思いますが、我々のように、結構お付き合いがある人間としても、やはり、どういう情報があるかというのは分かりづらいところがありますし、また、事業者ということであれば、許認可の関係で県のホームページでいろいろ見るのでしょうけど、病気だとか食中毒などで言うと、繰り返しになりますが、県庁というよりは、厚労省だとか、そっちの方に行くかなということもありますので、そこら辺で工夫が必要かなという感じがしています。

あと、もう1つお願いなのですが、書き物としての方針自体は、書き物にすればこういう感じになるのかなと思っています。

今日話題に出ていたのが、食中毒の話で、特に新潟県は山がいっぱいありますので、きのこだとか、山菜含めて食中毒の危険性があるだろうと思っています。

これは、かなりお金もかかる話だと思うのですが、結局、ボランティアの先生をいくら増やしたとしても、そこに接する機会がなければ駄目だということがあるので、今の時代であれば、特に山林県のやり方としては、作ること自体難しくないのですが、AIを活用して、このきのこや山菜はどうなのかな、という感じで、すべて県がやる仕事なのかは少し微妙ですが、そのようなものがあると、先ほど冒頭であったように、その家庭や一般の人のリスクというところでは、軽減される可能性はあるのかなという感じがしますので、これを計画自体に入れ込んで欲しいというものではなくて、そういう姿勢で今後取組んでいただけ

れば、県民だけではなくて様々な多くの方に恩恵が行き渡ると思いますので、よろしく申し上げます。

【事務局（生活衛生課）】

貴重なご意見ありがとうございます。きのこの鑑別につきましては、先生によっては、画像で確認していただけるという方もいらっしゃると思いますが、中には、画像だけではなくて、質感だとか、においだとか、そういったもので鑑別をする先生もいらっしゃるのです。今、委員がおっしゃったようなAIで見ていただけるような時代になるといいとは思いますが、今、デジタルの面でいろいろ利便性が高まっているところもありますので、今後、私どもの計画の中でもデジタルの部分で県民の皆様へ、安全・安心の部分について感じていただく、確認していただけるようなことができるのかということも検討していかなければいけないと思いました。ありがとうございます。

【城会長】

はい、ありがとうございます。

他に何かあればよろしく申し上げます。

【笹川委員】

目標という意味で、政策がどの程度進んだかを推し量るのが目標だと思うのですが、そうした時に、比率での伸び幅ということであれば分かるのですが、実数としたときに、例えば、「こども・子育て世代向け地域意見交換会の参加人数」が2,500人以上ですけれども、母数がどのくらいを示していないと、取組に対する成果を見るのに分かりにくいように感じます。

また、先ほども食中毒の患者数のところで、新潟市以外の数字だということをおっしゃったのですけれども、政令市である新潟市が入ってくると、学校関係が市教委と県教委で建付けが違ったりもしますし、保健所行政も県と市で分かれていたりしますけれども、そうした時に、取組によって、こっちは県内全体、こっちは新潟市を除くというものが入ってくるのでしょうか。

【事務局（生活衛生課）】

はい。生活衛生課からお答えいたしますけれども、新潟市が政令指定都市になりますので、今、委員がおっしゃったとおり、分野ごとに新潟市単独でやっているような事業もありますし、県が新潟市の分も含めて事業を行っているような部分もあるかと思えます。

食中毒ですとか、そういった食品衛生行政につきましては、新潟市は保健所を設置できる政令指定都市になりますので、現状、新潟市保健所を有しているということになります。

そのため、食品営業関係の監視指導ですとか、そういった計画については市が独自で計画を立てておまして、それに基づいて活動しているということがございます。

また、食の安全・安心の推進に関する取り組みについても、この基本計画と同じような基本方針というものを市でも策定しておまして、食中毒の予防対策も含めた施策を展開しているということになります。

ですので、新潟市内における食中毒の発生状況については、この基本計画の取り組みが必ずしも反映されるものではないということから、新潟市内で発生した食中毒事件の患者数は指標値から除外しているということですが、県と新潟市と、取り組みが全く違うということはありませんで、保健所の食品衛生監視員の交流もありますし、技術の研鑽というところで研修会を合同で開催しているということもありますので、同じような取り組みを進めているということでございます。

先ほどのお話に対し少し戻りますが、新潟市が独自で保健所を設置しているということなので、なかなか県の基本計画の中で、新潟市の部分も含めた事業の展開ということが難しい面がございますので、分けて考えているということになります。お答えになっておりますでしょうか。

【笹川委員】

他の政令市を含む県、例えば、広島県とか同様の計画を見ていたのですけれども、あまり政令市があるからといって、政令市を除くといった表現がなかったので、自治体同士、密に連携をとって施策をやっていくものだと思いますので、あえて言い過ぎなくても、もともと県人口の3分の1が新潟市民ですので、むしろ

ろ出しすぎてしまうと…。食中毒についてはしょうがない部分があるのかなと思うのですけれども。

この、実数のところの 2,500 人以上は県民なのですよね？県内全体の数字で…。

【事務局（生活衛生課）】

新潟市を除く県民となります。

【笹川委員】

これも新潟市を除くのですか。

【事務局（生活衛生課）】

意見交換会というのも実際には県の保健所で活動しているのが実態でございますので、この中に、新潟市の保育園に行って手洗い教室をするということについては、この件数、人数の中には含まれていないということになります。

【城会長】

ただ、新潟市在住のお子さんが参加していました、というのは人数に入りますよね。

【事務局（生活衛生課）】

それは含まれます。

【城会長】

実施主体がどこかということで区分けはされるけれども、新潟市民が参加していてもそれは人数に入るという、建付けが複雑なので、どうしてもそうならざるをえないという感じでしょうか。

【事務局（生活衛生課）】

そのとおりです。

【城会長】

はい、ありがとうございます。

大分時間も押して参りましたけれども、他によろしいですか。

ありがとうございました。まだ、あるかもしれませんけれども、もし何かお気づきの点、ご意見ありましたら事務局の生活衛生課の方にお問い合わせご連絡いただきたいと思います。

それでは議題の2番目に入りたいと思います。

「議題2 にいがた食の安全・安心基本計画の今後の改定スケジュールについて」ということで、事務局からご説明をお願いします。

【事務局（生活衛生課）】

資料9をご覧ください。

本日の審議会において、基本計画の改定案についてご審議をいただきました。

本日いただいたご意見については、事務局及び戦略会議構成員で協議を行いまして、基本計画の改定案を修正いたします。

改定案については、2月中にパブリックコメントを実施し、県民の皆様からご意見を頂戴する予定としております。

パブリックコメント終了後、寄せられた意見をもとに改定案を再度修正し、第30回にいがた食の安全・安心審議会において、最終的に委員の皆様からご審議いただく予定としております。

県民意見の内容にもよりますが、大幅な修正等がない場合には、書面による審議会開催も含めて検討しております。

第30回審議会でご審議いただいた計画改定案を最終案とし、審議会への諮問・答申を経て、年度内に基本計画の改定・公表を行う予定としております。

議題2についての説明は以上です。

【城会長】

はい、ありがとうございます。今後のスケジュールについてご説明をいただきました。この件に関しまして、何かご質問、ご意見があればよろしく願います。

よろしいでしょうか。特に、ご意見がないということであれば、この改訂案の改定のスケジュールの予定通り進めるということでもよろしく願いいたします。

それでは本日子定しておりました議題 2 つは以上になりますけれども、これまでの 2 つの議題も含めて、何か皆さんからご意見ご質問等あればお願いしたいのですけれども、何かございますか。

よろしいでしょうか。それでは事務局の方から何かあればよろしく願いします。

【事務局（生活衛生課）】

先ほどの説明の繰り返しとなりますが、次回の審議会開催につきましては、パブリックコメントを実施後の 3 月を予定しております。

年度末でご多用のことと思いますので、早めに日程調整をさせていただきたいと考えておりますが、パブリックコメントの意見の提出状況によっては、第 30 回にいがた食の安全・安心審議会は、書面での開催に代えさせていただくことも含めて検討したいと考えております。その際には、城会長に相談させていただきたいと思っております。

その他は特にございません。

【城会長】

はい。ありがとうございました。

それでは予定しておりました議事は以上で終了しましたので、私の議長の任を解かせていただきます。

長時間にわたり、ご協力いただきありがとうございました。

【事務局（生活衛生課）】

城会長、大変ありがとうございました。

委員の皆さまにおかれましても、長時間にわたり熱心にご審議いただき大変ありがとうございました。

なお、本日の議事録につきましては、事務局でとりまとめ、委員の皆様にご確認いただいた後に HP で公開いたします。

これをもちまして、「第 29 回にいがた食の安全・安心審議会」を閉会させていただきます。

何かお気づきの点がございましたら、いつでも事務局までご意見等いただければ幸いです。

本日は大変ありがとうございました。